パイプたばこ	ルガーノ・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	オーチャード・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	ゴールド・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	クーラー・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	メビウス・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	ピアニッシモ・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1
パイプたばこ	マルチパック・フォー・プルーム	5.6g 12ポッド	ドイツ	460円	480円	26. 4. 1

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５２号

岩手県滝沢市巣子152番地400
債務者　阿部　由香
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７号

山形県鶴岡市羽黒町狩谷野目字村東20番地
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第５９７号

神奈川県厚木市上依知1398番地１　アクティブ齊藤101号室、住民票上の住所神奈川県厚木市林１丁目３番７―303号
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１号

神奈川県南足柄市怒田2802番地１　プレッソヴィアーレ201
債務者　藤井　友香
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３号

神奈川県秦野市清水町９番21号
債務者　増田登志子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５号

相模原市中央区南橋本２丁目５番８号　ジオフラット南橋本104
債務者　管野あけみ
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１２号

岐阜県瑞浪市西小田町６丁目116番地ニューシティカーム106号
債務者　三浦　寛子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２１号

静岡県富士市伝法380―１、住民票上の住所静岡県富士市鵜無ヶ淵400番地の２
債務者　鈴木　映子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２７号

愛知県一宮市浅野字大西30番地　レオパルド義102号
債務者　後藤　　泉
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５５６９号

大阪府吹田市川園町60番３―704号
債務者　和泉　和夫
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３９号

大阪府高槻市登町12番Ａ14―205号
債務者　竹内　和代
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３号

大阪市北区豊崎７丁目３番６号メゾンドール山中501号室
債務者　永井千恵美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４号

大阪市住之江区南加賀屋３丁目８番25号パークサウス402号室
債務者　吉川　　大
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部